

令和七年第七回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年九月二十二日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和七年第十回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日、坂倉委員は世田谷区教育委員会会議規則第二条の二に基づきオンラインで参加しております。

まず、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、議案六件と事務局からの報告が四件ございます。

それでは、次第の2、議事に入ります。

日程第一及び日程第二を併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第五十九号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第二 議案第六十号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第五十九号及び議案第六十号につきまして、秋山学校教育

部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 私より、議案第五十九号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則及び議案第六十号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の二件につきまして、一括して御説明いたします。

こちらの改正は、区議会第二定例会におきまして、職員の育児休業等に関する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正されたため、規定整備を図るものでございます。これにより、御提案した規則中、育児部分休業及び子育て部分休暇に関する規定を整備いたしました。

え、一年につき十日相当の範囲内での取得も可能となるため、期末・勤勉手当計算に係る欠勤等日数算定の取扱いについて整理を行うものでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、本二件について一括して採決することといたします。

これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

本二件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、議案第五十九号及び議案第六十号の二件を原案のとおり承認いたします。

次に、議事の都合により、次第の3、報告事項(3)を先に聴取いたしますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、報告事項(3)の聴取に入ります。

(3) 令和八年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集の実施について、本件に関して、米倉乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いいたします。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 令和八年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集の実施について、御報告いたします。

1、主旨でございますが、区立幼稚園八園、うち一園は幼稚園型認定こども園多聞幼稚園の令和八年度新入園児、三歳児、四歳児の募集の実施に関して報告するものでございます。

2、募集定員ですが、令和八年度の募集においては、幼稚園集約化の準備や砧幼稚園の改築工事もあり、各園で定員が異なつてまいります。給田、八幡山幼稚園では、四歳児各園六十八名、三島、中町、松丘、砧、桜丘幼稚園では四歳児、各園三十四名、認定こども園多聞幼稚園では、三歳児、十八名、四歳児、四名、合計三百二十八名でございます。集約化に伴う改修工事等のため、令和八年度に桜丘幼稚園は松丘幼稚園へ、中町幼稚園は三島幼稚園へ一時移転を予定しております。砧幼稚園についても、改築工事のため、令和九年度以降に仮設園舎に移転を予定しております。

3、募集要件等について、(1)から(4)は記載のとおりでございます。(5)について、検討委員会での検討も踏まえ、令和八年度、新入園児募集より、支援が必要な幼児について、①から⑤で示す条件に該当する方を優先的に受け入れてまいります。

4、日程について、(1)募集案内・申込書配布ですが、二ページへお進みください。日程につきまして、例年は九月より募集を行つておりましたが、世田谷区私立幼稚園協会と調整しまして、私立幼稚園の募集時期に合わせて、令和七年十一月一日から八日までに変更いたしました。

(2)申し込み受付ですが、記載の①から③のとおり、三通りの受付方法で行い、期間が異なつてまいります。

(3)抽選及び入園予定者決定は、令和七年十一月十七日、(4)支給認定証および入園承諾書発送は、令和八年三月中旬以降の予定でございます。

5、周知方法ですが、区の広報紙「区のおしらせ せたがや」十一月一日号に掲載するほか、区のホームページや区公式LINE、エックス、幼稚園、世

田谷線、図書館、児童館、まちづくりセンター、区広報板等にポスターを掲示し、周知してまいります。

説明は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしようか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次第の2に戻り、日程第三から日程第六を一括で上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第六十一号 世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正す

る規則

日程第四 議案第六十二号 世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正

する規則

日程第五 議案第六十三号 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

の施行期日を定める規則

日程第六 議案第六十四号 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

の一部の施行期日を定める規則

○知久教育長 議案第六十一号から議案第六十四号につきまして、宇都宮教育総合センター長より提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長 私から、議案第六十一号、第六十二号、第六十三号及び第六十四号の四件につきまして、一括して御説明申し上げます。

本件は、いずれも区立幼稚園集約化等計画に基づく各幼稚園の一時移転に連する規則の一部改正及び制定に関するものでございます。

初めに、議案第六十一号、世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する

規則について御説明申し上げます。

なお、説明におけるページ番号につきましては、全て資料右肩の記載番号を御覧ください。

本件は、区立幼稚園等の定員と入園の申込みに関する規定を整備するものでございます。

主な改正箇所について御説明申し上げます。七ページの新旧対照表にお進みください。右側が改正前、左側が改正後となります。今年度より新入園児において支援が必要な児童の優先受入れを行うため、第一条第二項中の「抽選による」を削除いたします。

次に、一四ページにお進みいただき、別表2を御覧ください。令和八年度に世田谷区立中町幼稚園が世田谷区立三島幼稚園へ一時移転するため、それぞれの五歳児定員を三十四人に変更いたします。また、世田谷区立砧幼稚園が令和九年度より仮園舎で運営を開始する予定のため、四歳児定員を三十四名に変更いたします。

最後に、一三二ページにお戻りいただき、ページ下段の附則を御覧ください。附則にございますように、本規則は令和八年四月一日から施行を予定しておりますが、第十一条第二項の改正規定及び改正後の別表2に規定する定員に係る世田谷区立三島幼稚園、世田谷区立中町幼稚園及び世田谷区立砧幼稚園への入園申込み、承諾その他の手続きは令和七年十一月一日から行えるようにいたします。

続きまして、議案第六十二号、世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本件は、区立幼稚園等の預かり保育の定員を変更するものでございます。

主な改正箇所について御説明申し上げます。四ページにお進みください。新

旧対照表の第四条第一号の預かり保育提供認定こども園の定員を「二十四名」

に変更いたします。また、同条第二号預かり保育提供幼稚園の定員を「別表に定める人数」に変更いたします。

それでは、九ページにお進みいただき、新設した別表を御覧ください。一時移転により、世田谷区立三島幼稚園は世田谷区立中町幼稚園と、世田谷区立松丘幼稚園は世田谷区立桜丘幼稚園と合同で運営を行うため、定員をそれぞれ計二十五人といたします。その他、幼稚園の定員は従来どおり二十五人でございます。

五ページへお戻りいただけますでしょうか。第六条第一項第一号において、改正前の第四条第一号で定義していた用語を定義しております。

最後に、九ページの上段にお戻りいただき、附則を御覧ください。第四条第一号及び第六条第一号の改正規定において、公布日に施行を予定しており、この規則による改正後の別表に規定する定員に係る預かり保育の利用の申込み、承諾その他の手続は令和八年三月一日から行えるようにいたします。また、その他の規定については令和八年四月一日から施行する予定でございます。

続きまして、学校設置条例の施行日を定める規則について、二件続けて御説明申し上げます。

まず、議案第六十三号、世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則についてです。

二ページを御覧ください。世田谷区立桜丘幼稚園が世田谷区立松丘幼稚園に一時移転することに伴い、桜丘幼稚園の位置を変更するため、令和五年第三回区議会定例会において改正した世田谷区立学校設置条例の施行期日を令和八年四月一日といたします。

次に、議案第六十四号、世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則についてです。

二ページ目を御覧ください。世田谷区立中町幼稚園が世田谷区立三島幼稚園

に一時移転することに伴い、中町幼稚園の位置を変更するため、令和六年第二回区議会定例会において改正した世田谷区立学校設置条例の施行期日を令和八年四月一日といたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、本四件について一括して採決することといたします。

これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

本四件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、議案第六十一号から議案第六十四号の四件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1) 民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の決定について、本件に關して、渡部地域学校連携課長より説明をお願いします。

○渡部地域学校連携課長 私より、民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の決定について御報告いたします。

1の主旨でございます。区では、新BOP学童クラブの大規模化解消に向け、民設民営放課後児童クラブの整備を進めております。このたび、区の募集要項に基づき公募を行い、二事業者より提案がございました。審査の結果、当

該事業者の提案を採択し、整備・運営事業者として決定したことから御報告するものでございます。

2、採択した事業者及び提案施設です。表の上段を御覧ください。整備・運営事業者は、公益財団法人東京YMC Aです。区内では認可保育所の運営実績のある法人となります。提案施設の概要ですが、整備地は赤堤五丁目十四番。予定定員ですが、支援が必要なお子さんを含め八十人。開所時期は令和九年四月を予定してございます。その他は記載のとおりです。優先受入れ校は、松沢小学校となります。本件は事業者が土地を購入し、そこに建物を建築する計画となります。

次に、表の下段を御覧ください。整備・運営事業者は、社会福祉法人福翠会です。当該地に隣接して認可保育所を運営している法人となります。提案施設の概要ですが、整備地は南烏山二丁目三十三番。予定定員は、支援が必要なお子さんを含め四十人。開所時期は令和九年四月を予定しております。その他は、記載のとおりでございます。優先受入れ校は、芦花小学校です。

本件ですが、本年五月十三日開催の本委員会にて御報告いたしました当該地に隣接する保育園の運営事業者より、区有地である当該地を活用した放課後児童クラブの整備についての提案があつたものでございます。

整備に当たつては、建築審査会の同意が必要な土地となりますことから、建築に支障がないと確認した後、正式に整備・運営事業者として決定いたしました。

二ページ目、3の経過は記載のとおりですが、六月から八月にかけ書類審査、現地調査、ヒアリング審査を実施いたしました。

4、評価です。放課後児童クラブ運営指針等を理解の上、放課後児童クラブを運営する意欲や熱意を評価いたしました。

三ページ、(2)審査方法ですが、書類審査、現地調査、ヒアリング審査を実

施し、総合評価を行いました。

5、審査結果です。(1)書類審査及び現地調査・ヒアリング審査ですが、両法人とも財務内容に問題はございませんでした。また、事業者選定に当たつて、総合評価点数が満点の七割を超えることとしておりますが、両法人とも八割を超えております。

(2)総合評価ですが、東京Y M C Aにつきましては、現在、運営している施設において、一部課題は見られましたが、スペースをうまく使った環境設定で、子どもたちが主体的に学ぶ姿が確認できたほか、子どもの意見を引き出した上で積極的に反映していること等から、本提案を採択できるとの結論に至りました。

次に、福翠会ですが、現在、運営している施設において、子どもたちが自由に伸び伸びと過ごしながら遊んでいる様子が確認できたほか、ヒアリング審査では、施設長候補者が隣接する保育園で既に働いており、地域との連携や保護者支援の視点などについての意欲や理解が見られたことから、提案を採択できるとの結論に至りました。

6の選定委員会の構成は記載のとおりでございます。

なお、参考といたしまして、四ページに提案地から学校までの距離の図、五ページに民設民営放課後児童クラブの優先整備地域一覧を記載してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

私からの御説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2) 令和七年度全国学力・学習状況調査の結果について（速報）、本件にして、柄澤事業推進担当課長より説明をお願いします。

○柄澤事業推進担当課長 このたび、今年度四月に実施した全国学力・学習状況調査の速報の公表がございましたので、取り急ぎ、教科の結果の御報告と今後の取組みについて御説明いたします。

- 1、調査概要でございます。(1)実施日、(2)対象、(3)参加児童・生徒数、(4)調査目的については、記載のとおりです。

(5)調査内容は、国語、算数・数学、理科の教科の調査と質問紙調査となります。今年度は三年に一度の理科の調査が行われました。中学校の理科においては、実施方法、結果の表示が変更されております。実施方法は、生徒が活用するタブレット端末等を用いた文部科学省CBTシステムによるオンライン方式が採用されました。また、結果は正答率ではなく、IRT、項目反応理論に基づき算出したスコアが使用されています。このスコアは五百が基準となるよう設定されており、五百を上回っていれば全国平均以上、下回っていれば全国平均以下とお考えください。

文部科学省は、IRT導入のメリットとして、各児童・生徒が異なる問題を解く設定にできるため、多くの問題を使用した幅広い内容の調査、調査日の複数設定、別調査・問題との比較が可能となることなどを挙げております。

2、調査結果でございます。(1)は小学校、(2)は中学校について、世田谷区、東京都、国それぞれの平均正答率、スコアを一覧で示したものとなります。今年度、全ての教科において本区の平均正答率、スコアは国や都を引き続き上回っており、世田谷区の学力調査は良好であると言えます。

3、調査結果の活用についてでございます。(1)教育委員会は、区全体の状況や質問紙調査との相関関係等について分析してまとめ、校長会や各種研修会などで活用し、各学校が指導方法の改善、充実に生かすよう指導してまいりま

す。

(2) 各学校は、児童・生徒や自校の課題等を把握し、授業改善の方策や次年度の教育課程の編成に生かしてまいります。

(3) 個々の学校ごとの平均正答数や平均正答率などの数値の公表は行いません。

4、今後のスケジュールでございます。区全体の学力の状況や課題等について分析した結果をまとめ、十一月の教育委員会定例会において改めて報告させていただく予定です。

報告は以上となります。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(4) 各課行事予定について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長　令和七年十月の各課行事予定表について御報告いたします。

予定としましては、十月七日に第十八回教育委員会定例会、同二十八日に第十九回教育委員会定例会が予定されています。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

なお、十月七日の第十八回定例会につきましては、後ほど教育長より御提案がございますので、よろしくお願ひいたします。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(5) その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

本日は資料配付が二件ございますので、御覧になつておいてください。

最後に、先ほど各課行事予定にて報告のあつた十月七日火曜日、第十八回教育委員会定例会についてですが、世田谷区教育委員会会議規則第四条の規定に基づき休会といたしたく、委員の皆様にお諮りいたします。

これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なし」ということですので、十月七日火曜日の定例会は休会とし、第十八回教育委員会定例会は日時を変更し、十月二十八日火曜日午前十時から教育委員会会議室にて開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和七年第十七回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時二十三分閉会